

「1951年『難民の地位に関する条約』採択60周年及び日本の難民条約加入30周年記念シンポジウム」

平岡 法務大臣 挨拶

グテーレス国連難民高等弁務官、緒方貞子JICA理事長を始め、このシンポジウムにご参加いただきました皆様方に対し、心から感謝申し上げます。また、このような席において、御挨拶を申し上げる機会をいただいたことにつきまして、国連難民高等弁務官駐日事務所に対し心から感謝申し上げます。

法務省を代表して御挨拶を申し上げるに当たり、本年が、1951年に難民条約が採択されて60年、1981年に日本が難民条約に加入して30年という節目の年であることを踏まえ、我が国における難民保護の進展及び将来の展望について申し上げたいと思います。

我が国の本格的な難民行政は、インドシナ難民の受入れからスタートいたしました。

1970年代後半に発生した政治体制の変革に伴い、ベトナム、ラオス及びカンボジアからインドシナ難民が周辺地域へ流出し、一部はボートピープルとして我が国にも到着しました。

その始まりの当時、我が国は難民条約に加入していませんでしたが、国際社会の一員として、1978年からその受入れを行い、2005年度末までに1万人を超えるインドシナ難民を受け入れました。その際には、民間の支援団体に非常に大き

な役割を果たしていただき、これらインドシナ難民の方々は、おおむね我が国に順調に定着されたとお聞きしております。

インドシナ難民の受入れを続ける中、我が国は、難民条約に加入し、同条約は、我が国について1982年に発効しました。

そして、同年、それまでの「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法」として整備し直し、難民認定に関する必要な制度を整えるとともに、国民年金法、児童手当法等を改正し、難民に対する保護措置のための国内法制を整備しました。

その後、難民認定制度については、より適正な手続の実現と手続中の者の地位の安定化のために、2005年にこれを大幅に改めました。主な点を申し上げますと、

1点目といたしまして、難民審査参与員制度の新設があります。

難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、外部有識者である難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととして、難民認定制度の中立性、透明性を確保いたしました。

2点目は、仮滞在許可制度の新設です。

不法滞在者となっている人が難民認定申請をした場合に、退去強制手続を停止し、その法的地位の安定化を図るものとして、新設いたしました。

3点目は、人道上の理由等による在留許可制度の新設です。

難民条約上の難民には当たらないものの本国の戦乱等により帰国できない等の特別の事情がある不法滞在者に対し、難民認

定申請の手續の中で在留を特別に許可することができることとしました。

4点目は、難民に対して定住者の在留資格を認めることの法定化です。

難民と認定された人に対し、その地位を早期に安定させるため、原則として「定住者」の在留資格を認めることを法定化したしました。

5点目は、難民認定申請の期間制限の撤廃です。

難民認定申請を上陸等から60日以内に行わなければならないとしていた従来の制限を撤廃いたしました。

次に、このように難民認定制度が整備され、見直される中での難民認定申請の動向と、近年の制度運用面での取組について説明いたします。

近年、我が国の難民認定申請数は急増しており、2000年には216名であったものが、2008年には1,599人にまで増え、昨年は、1,202人でしたが、本年は、2008年を上回る勢いで推移しています。難民と認定した者と人道上の理由等により在留を許可した者を合計した庇護者の数は、2000年が58人であったところ、近年は、およそ400人から500人で推移しております。

その一方で、申請の急増に手續が追いつかない状況があり、難民認定申請中の者の地位を早期に確定する必要から、手續の迅速化が強く要請されておりました。このため、昨年7月に、難民認定申請案件に係る標準処理期間を6か月とする目標を定

め、難民関係業務に従事する職員を増やす等して取り組んだ結果、本年3月末には同目標をほぼ達成し、平均処理期間は、取組以前が約1年であったところ、最近は6か月未満を維持しています。

また、国連難民高等弁務官駐日事務所との協力・連携関係を強化し、国際情勢に関する情報の収集・整備に努めるとともに、難民調査官の研修を充実させ、その育成と技術・能力の向上に努めているところです。

さらに、現行の制度運用をより望ましい方向に改善していくために、日本弁護士連合会やNGOと新時代の協力関係を構築する取組も進めております。既に、難民認定申請者の収容回避や収容されている場合の権利主張の機会の確保等について、いくつもの方策が実施に至っております。今後も、空港における難民認定申請者への支援の方策等について、協議を進め、大きく進展させていきたいと考えております。

第三国定住についても近年の取組としてご説明いたします。

我が国は、難民問題を国際社会において適正に分担するとの観点から、閣議了解に基づき、2010年度からパイロットケースとして、タイの難民キャンプに滞在しているミャンマー難民について、第三国定住による受入れを開始いたしました。昨年は、5家族27名を受入れ、今年は、4家族18名を受け入れました。法務省は、その受入れ手続の中で、主に受入れ難民の選考部分に関わっております。

第三国定住により受け入れられた難民の方々が日本の社会に溶け込み、自立して生活していくようになるには、インドシナ

難民を受け入れた経験に照らしても、関係省庁だけではなく、民間の支援団体、地方自治体、日本ですでに安定した生活を送っている難民の方々がそれぞれの特色を活かして、力を合わせて取り組むことが重要と認識しております。法務省としても、できる限りの協力をして参る所存です。

最後になりましたが、この節目の年に、これまでの難民行政における至らぬ点、足らざる点は真摯に反省しながらも、これまで積み上げて参りました国連難民高等弁務官駐日事務所、関係各国、各団体との信頼関係を大切に、国際社会の責任ある立場にふさわしい難民行政を確立し、国際貢献を果たしていくことをお約束申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(注：当日は、政務官が法務大臣の挨拶を代読しました。)